4　「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ．エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)等の取組を実施していること。
ウ．エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
5　「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア．回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法､回収窓口等）が表示又は提供されていること。
イ．回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
ウ．回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
6　「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11―1　自動車」を対象とする。

⑵　目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

20―12　自動販売機設置

⑴　品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②冷媒に次の物質が使用されていないこと。 ア．オゾン層を破壊する物質 イ．ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン） ③断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④表２に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。 ②屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き､照明が常時消灯されていること。 ③屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあっては､マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑧製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は､缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
2　本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
3　判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
4　判断の基準②イについては、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。
ア．紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
イ．使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数140未満）
5　本項における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
6　判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。
7　「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
8　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
9　判断の基準②イについては、平成23年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
	コールド専用機又はホットオアコールド機	Ｅ＝0.218Ｖ＋401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400㎜未満のもの）	Ｅ＝0.798Ｖａ＋414